

祝

2015年3月 早稲田大学博士号(法学)取得

結城哲彦さん(取得時79歳)

【論文テーマ】営業秘密の管理と保護の在り方及びこれにおける秘密保持契約の活用—米国の制度と実務を参考にした考察—
50年の企業勤務経験と生来の探究心で、日本企業の経営資源を守る研究

結城哲彦さんはこの6月で80歳になるのだが、見た目や話し方から受ける印象は60代である。タバコ、深酒、偏食をしなかったことに加え、自分が興味や問題意識を持ったことに対してはとことん調べなくては気がすまないという、子どものころからの探究心の強さも、若さを保つ一因かもしれない。大学院でもよく「若い者は何やってる！」と引合いに出されるほど、徹底した探究心を貫いたそう。

■論文審査員全員が○を付けた高評価

早稲田大学の法学系最高齢の博士号取得となったが、博士論文審査では審査員全員が○を付けるという稀にみる高評価だったとのこと。4月1日からは早稲田大学知的財産法制研究所(所長高林龍教授)の招聘研究員として採用され勤務している。

結城さんの職歴は、伊藤忠商事、インターコンチネンタルホテル(代表取締役)、監査法人大手のトーマツなど華々しいが、1958年の同志社大学法学部卒業時、本当は大学に残って研究を続けたかったという。5人兄弟の次男であり状況が許さなかったが、50年の企業勤務経験を経た2009年、再び大学の門をくぐった。最初は聴講生だったが、指導教授から促されて11年に正式に修士課程に入学、12年から博士課程、そして15年に3月に博士号を授与され博士課程を修了した。企業勤務経験は研究にも生かされ、特にトーマツにおいては法務コンプライアンス室長を務め、秘密保持契約の活用という論文テーマ選定にも影響した。

不正競争防止法上の営業秘密を漏洩させたとし

て、近年、マスコミに登場したいくつかの経済事件がある。12年4月に新日本製鐵(現新日鉄住金)が韓国の製鉄大手ポスコ社を、14年3月に東芝が韓国ハイニックス社を、不正な情報取得による損害賠償請求で訴えている(その後東芝は330億円で和解)。また、14年7月にはベネッセの3500万件もの個人情報流出事件が明るみになった。これらはいずれも元従業員や外注先の社員が関わる、人災といつてよい情報漏洩だった。

企業と社員の関係についての秘密保持は、労働契約法の雇用契約の一部としてのみ扱われることが多い。企業と関係者がきちんと秘密保持契約を結ぶことで、情報漏洩の多くは予防できるといえる。また、現状交わされている秘密保持契約も、時代背景や諸外国の事例を踏まえると不十分といわざるを得ない



頭の回転も外見も、とても傘寿とは思えない。歯も上下すべて自分の歯で、歯医者さんにもビックリされるという。

ケースが多い。一番問題なのは、秘密の範囲と契約期間が明確にされていないこと。「当事者間のやりとりの全てを、未来永劫に渡って」という漠然とした内容では、訴訟になった場合に、契約してないのと同じとみなされる可能性が高いのだ。憲法では転職の自由も保障されている。秘密保持期間は離職後5年程度が適正と考えられるが、開発期間の長い製薬などでは20年、逆にIT関係だと2年程度と業種や関わる技術による考慮も必要だ。きちんとした秘密保持契約によって、いくつかの事件は防げたのではないかと結城さんは考える。

■論文の書籍化やセミナー、研究発表で社会貢献

日本は資源が少なく、高い技術力を売りにしたものがづくりが日本企業の特徴である。経営資源となる技術情報や知的財産の流出をどう防ぐかは重要な課題といえる。また、契約の内容次第で、訴訟費用や立証責任などの負担を軽減できる効果もある。にもかかわらず、日本では秘密保持契約を契約法の視点できちんと研究した例はこれまでなかった。結城さんの論文は秋に書籍化されるほか、企業向けのセミナーや国内外での研究会発表など、社会的に大変有意義な取り組みも予定されている。

「疑問はとことん調べることです。海外に答えがあるかもしれませんが。ヨーロッパで調べるなら、英語の他にドイツ語もできると研究には有効です。日本の法律はドイツの影響を多く受けていますので、ドイツ語が堪能ならもっと調べられたと思います。挑戦中のみなさん、粘り強く研究してください！」